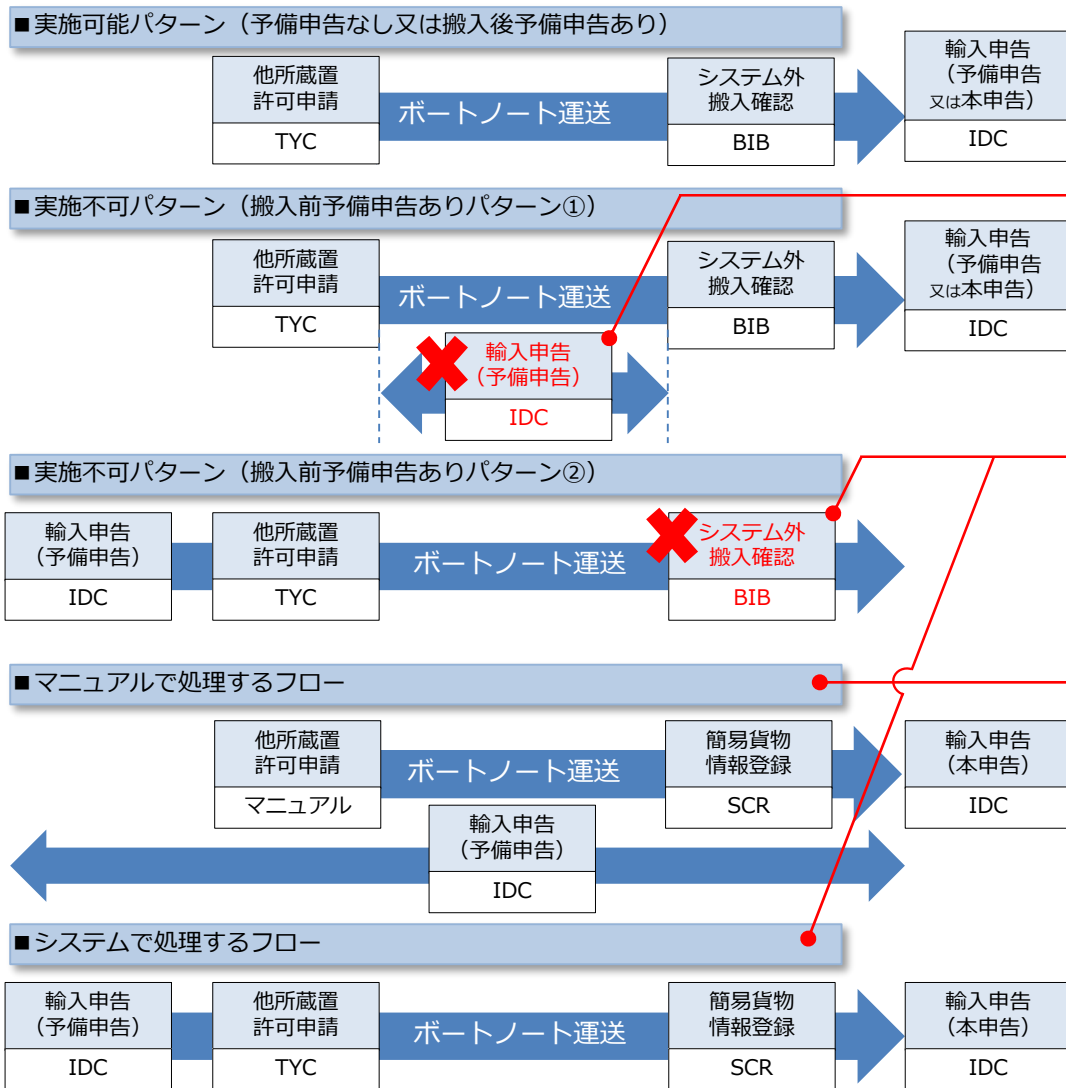


直接他所蔵置場所に搬入される海上貨物に対して「他所蔵置許可申請（TYC）」業務を実施する場合の留意点について

本年1月17日にリリースした「6N-20-15 他所蔵置許可申請（TYC）業務の仕様変更」において、貨物情報が存在しない場合であってもTYC業務で貨物情報を作成し他所蔵置許可申請を可能といたしました。ただし、本変更による追加の業務フローにつきましては、予備申告（IDC）の実施はできませんので、従来の業務フローにてご対応いただく必要がございますことをご留意ください。

追加の業務フロー

従来の業務フロー



「システム外搬入確認（輸入貨物）」（BIB）業務実施前に、TYC業務で作成した貨物情報を利用して予備申告を行うとエラー（E1804）となります。
この場合、BIB業務より前に予備申告は実施できませんので、BIB業務で貨物搬入後に、IDC業務を実施していただきますよう、お願いいたします。

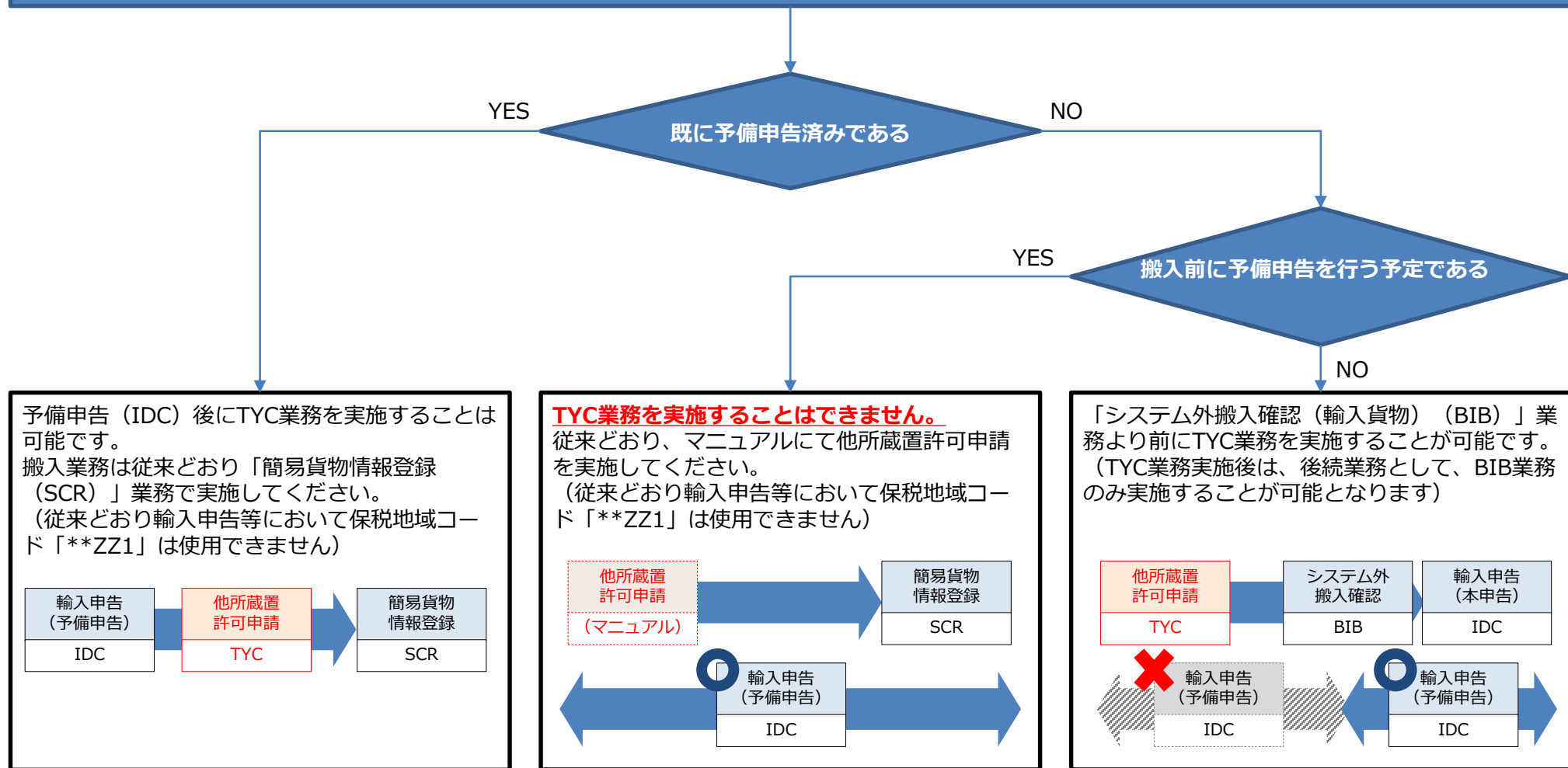
予備申告後、BIB業務実施前にTYC業務を行った場合、BIB業務にてエラー（E0044）となります。
この場合、従来の業務フローと同様に、BIB業務ではなく、SCR業務で他所蔵置場所に貨物を搬入していただきますよう、お願いいたします。
なお、この場合、IDA業務等では従来どおり保税地域コード「**ZZ1」は使用できませんのでご注意ください。

他所蔵置場所に搬入する前に予備申告を行う必要がある場合は従来どおりのフローで実施をお願いいたします。
なお、この場合、「輸入申告事項登録」（IDA）業務等では従来どおり保税地域コード「**ZZ1」は使用できませんのでご注意ください。

直接他所蔵置場所に搬入される海上貨物に対して「他所蔵置許可申請（TYC）」業務を実施する場合の留意点について

直接他所蔵置場所に搬入される海上貨物に対して「他所蔵置許可申請（TYC）」業務が実施可能か否かについては、以下のTYC業務実施可否判断フローも参考としてください。

海上輸入貨物に係る「他所蔵置許可申請（TYC）」業務実施可否判断フローについて



【本資料に関する問合せ先】

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
システム運用部
運用企画課 プログラム変更担当

E-Mail : pcr@nacccs.jp